

No	実施機関	主管課	事務番号	事務をつかさどる組織の名称	個人情報取扱事務の名称	特定個人情報取扱事務の該当	個人情報取扱事務の目的	個人情報の利用目的	本人として個人情報を取り扱う個人の範囲	個人情報の記録項目										要配慮個人情報										その他		個人情報の収集方法				目的外の利用			目的外の外部提供				委託の状況		処理形態								
										戸籍事項	氏名	住所	性別	電話番号	顔写真	家族状況	居住状況	職業・学歴	学業・学歴	賞罰	成績・資格	趣味・嗜好	財産・収入	納税状況	公的扶助	団体の加入	銀行口座	人種	信条	社会的身分	病歴	犯罪により害を受けた事実	心身の機能の障害	健康診断等の結果	医師等による診療等	刑事事件に関する手続	少年の保護事件に	その他(1)	その他(2)	本人	本人以外	実施機関内部	他の官公庁	収集元【具体的に記載】	利用なし	利用あり	所掌組織の事務	実施機関内の他の組織	※組織名称	提供なし	提供あり	他の実施機関	他の官公庁
1	市長	総務課	01	総務課 行政係	資産等報告書に関する事務	□	政治倫理の確立のため、市長その他特別職の資産等を公開するため	政治倫理の確立のため、市長その他特別職の資産等を公開するため	市長、副市長、教育長、市議会議員	□	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	H13.4.1
2	市長	総務課	02	総務課 行政係	行事の共催・後援に関する事務	□	市以外のものが行う行事を共催及び後援するため	申請者と連絡調整をとるため	共催・後援申請者	□	□	■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	■	□	取扱事務開始当初	
3	市長	総務課	03	総務課 行政係	行政境界に関する事務	□	市と市の行政境界を確定するため。	境界確定に関する情報を保存するため	境界確認申請者及び隣接地所有者	□	□	■	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	■	□	取扱事務開始当初	
4	市長	総務課	04	総務課 行政係	全国市長会市民総合賠償補償保険請求に関する事務	□	市が支払う賠償金を保険で補償するため	事故等の状況の把握、賠償責任の認定のため	市に法律上の賠償責任が生じる事故で被害があった市民等第三者、賠償責任の有無に關係なく市が補償金を支払う事故等で被害があった市民等第三者	□	□	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	■	□	□	□	■	□	取扱事務開始当初		
5	市長	総務課	05	総務課 行政係	全国市長会学校災害賠償補償保険請求に関する事務	□	市が支払う賠償金を保険で補償するため	事故等の状況の把握、賠償責任の認定のため	市に法律上の賠償責任が生じる学校等の事故で被害を受けた市民等第三者、市が補償金を支払う市設置の管理下にあり、死亡若しくは後遺障害を伴う傷害を被った児童、生徒並びに第三者	□	□	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	■	□	□	□	■	□	取扱事務開始当初		
6	市長	総務課	06	総務課 行政係	道路賠償責任保険請求に関する事務	□	市が支払う賠償金を保険で補償するため	事故等の状況の把握、賠償責任の認定のため	市に法律上の賠償責任が生じる市が管理する道路で道路あるいは道路の管理の瑕疵により偶然な事故で被害があった通行者等第三者	□	□	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	■	□	□	□	■	□	取扱事務開始当初		
	市長	総務課		総務課 行政係	全国市長会予防接種事故賠償補償保険請求に関する事務	□	市が支払う賠償金を保険で補償するため	事故等の状況の把握、賠償責任の認定のため	市または市から委託を受けた医師に法律上の賠償責任が生じる事故で被害があった被接種者	□	□	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	■	□	□	□	■	□	取扱事務開始当初		
7	市長	総務課	01	総務課 行政係	下総自衛隊協力会に関する事務	□	下総基地自衛隊を支援するため。	協力会加入者の管理、連絡のため	下総自衛隊協力会加入者	□	□	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	■	□	□	□	■	□	取扱事務開始当初		
8	市長	総務課	02	総務課 行政係	白井市情報公開、個人情報保護審査会に関する事務	□	情報公開制度、個人情報保護制度及び行政不服審査制度を適切に運用するため。	委員との連絡調整、報酬支払等のため	審査会委員	□	□	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	■	□	□	□	■	□	H11.10.1		
9	市長	総務課	03	総務課 行政係	白井市いじめ対策再調査会に関する事務	□	白井市いじめ対策再調査会																																														

No	実施機関	主管課	事務番号	事務をつかさどる組織の名称	個人情報取扱事務の名称	特定個人情報取扱事務の該当	個人情報取扱事務の目的	個人情報の利用目的	本人として個人情報を取り扱う個人の範囲	個人情報の記録項目										要配慮個人情報										その他		個人情報の収集方法				目的外の利用			目的外の外部提供			委託の状況		処理形態								
										戸籍的事項	氏名	住所	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	家族状況	居住状況	婚姻歴	親族関係	職業・職歴	学業・学歴	賞罰	免許・資格	成績・評価	趣味	財産・収入	納税状況	公的扶助	銀行口座	人種	信条	社会的身分	病歴	犯罪により害を被った事実	心身の機能の障害	健康診断等の結果	医師等による診療等	刑事事件に関する手続	少年の保護事件に	その他(1)	その他(2)	本人以外	実施機関内部	他の官公庁	収集先【具体的に記載】	利用なし	利用あり	所掌組織の他の事務	実施機関内の他の組織	※組織名称	提供なし
27	市長	課税課	04	課税課 固定資産税減免申請に関する事務	固定資産税減免申請に関する事務	■	固定資産税の賦課・徴収のため	固定資産税の賦課・徴収のため	固定資産の所有者	■	■	■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	■	取扱事務開始当初	
28	市長	課税課	05	課税課 固定資産税係 固定資産税係	固定資産税係台帳に関する事務	■	固定資産税の賦課・徴収のため	固定資産税の賦課・徴収のため	固定資産の所有者	■	■	■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	■	電算処理	□	■	取扱事務開始当初				
29	市長	課税課	06	課税課 固定資産税係	家屋評価調査票に関する事務	■	固定資産税の賦課・徴収のため	固定資産税の賦課・徴収のため	家屋の所有者	■	■	■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	■	電算処理	□	■	取扱事務開始当初					
30	市長	課税課	07	課税課 固定資産税係	分合筆等の登記申請に関する事務	□	固定資産税の賦課・徴収のため	固定資産税の賦課・徴収のため	固定資産の所有者	■	■	■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	■	電算処理	□	■	取扱事務開始当初					
31	市長	課税課	08	課税課 固定資産税係	所有権移転の登記申請に関する事務	□	固定資産税の賦課・徴収のため	固定資産税の賦課・徴収のため	固定資産の所有者	■	□	■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	■	電算処理	□	■	取扱事務開始当初				
32	市長	課税課	09	課税課 固定資産税係	特別土地保有税申告に関する事務	□	特別土地保有税の賦課・徴収のため	特別土地保有税の賦課・徴収のため	特別土地保有税の納税義務者	■	■	■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	■	電算処理	□	■	取扱事務開始当初					
33	市長	課税課	10	課税課 固定資産税係	特別土地保有税台帳に関する事務	□	特別土地保有税の賦課・徴収のため	特別土地保有税の賦課・徴収のため	特別土地保有税の納税義務者	■	■	■	■	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	■	電算処理	□	■	取扱事務開始当初					
34	市長	課税課	11	課税課 市民税係	市民税・市民税変更調査に関する事務	□	市・市民税の賦課・徴収のため	市・市民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	■	■	■	■	■	□	■	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	■	電算処理	□	■	取扱事務開始当初					
35	市長	課税課	12	課税課 市民税係	市民税の減免申請に関する事務	□	市・市民税の賦課・徴収のため	市・市民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	■	■	■	■	■	□	■	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	■	電算処理	□	■	取扱事務開始当初					
36	市長	課税課	13	課税課 市民税係	退職所得申告・個人市民税納入申告に関する事務	□	市・市民税の賦課・徴収のため	市・市民税の賦課・徴収のため	市民税の申告・納付の必要な者	■	■	■	■	■	□	■	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	■	□	■	電算処理	□	■	取扱事務開始当初					

[illegible]

[illegible]

[illegible]

個人情報取扱事務登録簿 令和8年4月1日 更新

[illegible]

[illegible]

[illegible]

No	実施機関	主管課	事務番号	事務をつかさどる組織の名称	個人情報取扱事務の名称	特定個人情報取扱事務の該当	個人情報取扱事務の目的	個人情報の利用目的	本人として個人情報を取り扱う個人の範囲	個人情報の記録項目										要配慮個人情報										その他		個人情報の収集方法				目的外の利用					目的外の外部提供					委託の状況		処理形態									
										戸籍的事項	氏名	住所	性別	電話番号	本籍・国籍	顔写真	家族状況	婚姻歴	居住状況	職業・学歴	賞罰	免許・資格	趣味・評価	財産・収入	納税状況	公的扶助	銀行口座	人種	社会的身分	病歴	犯罪により害を被った事実	心身の機能の障害	健康診断等の結果	医師等による診療等	刑事事件に関する手続	少年の保護事件に	その他(1)	その他(2)	本人以外	本人以外	他の実施機関	他の官公庁	収集元【具体的に記載】	利用なし	利用あり	所掌組織の他の事務	実施機関の他の組織	※組織名称	提供なし	提供あり	他の実施機関	他の官公庁	提供先	外部委託なし	外部委託あり	【委託先】	電子計算機処理あり
225	市長	高齢者福祉課	09	高齢者福祉課 地域包括ケア推進係	訪問理美容サービス申請に関する事務	□	訪問理美容サービスのため	訪問理美容サービスのため	サービス利用者	□	□	■	■	■	■	■	□	■	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	■	■	■	□	□	住民基本台帳 住民税システム	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	取扱事務開始当初
226	市長	高齢者福祉課	10	高齢者福祉課 地域包括ケア推進係	ショートステイ事業申請に関する事務	□	ショートステイ事業のため	ショートステイ事業のため	サービス利用者	□	□	■	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	■	■	■	□	□	住民税システム	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	取扱事務開始当初			
227	市長	高齢者福祉課	11	高齢者福祉課 地域包括ケア推進係	紙おむつ給付申請に関する事務	□	紙おむつ給付のため	紙おむつ給付のため	サービス受給者	□	□	□	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	■	■	■	□	□	介護保険台帳 住民税システム	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	取扱事務開始当初			
228	市長	高齢者福祉課	12	高齢者福祉課 地域包括ケア推進係	60歳名簿に関する事務	□	60歳以上の者の把握のため	60歳以上の者の把握のため	60歳以上の者	□	□	□	■	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	総務課	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	取扱事務開始当初					
229	市長	高齢者福祉課	13	高齢者福祉課 介護保険係	介護給付記録	■	介護給付の支給のため	介護給付の支給のため	居宅及び施設サービス利用者、利用者の配偶者及び利用者と同一の世帯に属する者	■	■	■	■	■	■	■	■	□	■	■	■	■	■	■	■	□	□	□	□	■	■	■	□	□	国保連 病院・介護施設	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	取扱事務開始当初				
230	市長	高齢者福祉課	14	高齢者福祉課 介護保険係	介護認定審査に関する事務	□	介護認定の審査を行うため	介護認定の審査を行うため	認定審査委員及び申請者	■	□	■	■	■	■	■	■	□	■	■	■	■	■	■	■	□	□	■	□	■	■	■	□	□	主治医 病院・介護施設	□	■	□	□	■	介護施設	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	取扱事務開始当初			
231	市長	高齢者福祉課	15	高齢者福祉課 介護保険係	介護保険事業計画策定に関する事務	□	アンケート調査で得た情報を基に介護保険事業計画を策定するため	より実態に沿った情報を得るため	アンケート調査の対象者、介護事業者	■	□	■	■	■	■	■	■	□	■	■	■	■	■	■	■	□	□	■	□	■	■	■	□	□		■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	取扱事務開始当初			
232	市長	高齢者福祉課	16	高齢者福祉課 介護保険係	介護サービス相談員派遣事業	□	介護事業所でのサービス向上をはかるため	介護事業所でのサービス向上をはかるため	65歳以上の市民全員及び一部40歳から64歳の者	□	□	■	■	■	■	■	■	□	■	■	■	■	■	■	■	■	□	□	□	□	■	■	■	□	□	介護施設	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	取扱事務開始当初			
233	市長	高齢者福祉課	17	高齢者福祉課 介護保険係	介護保険料の賦課、徴収、還付	■	介護保険法第129条に基づく介護保険料の徴収に係る事務のため	介護保険料の賦課、徴収、還付のため	第1号被保険者全員	■	■	■	■	■	■	■	■	□	■	■	■	■	■	■	■	□	□	□	□	■	■	■	■	□	□	課税課・収税課	■	□	□	□	□	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	□	取扱事務開始当初	
234																																																									

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

個人情報取扱事務登録簿 令和8年4月1日 更新

[illegible]